

エ クラブの活動が、その地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

(2) 地域スポーツクラブ

ア 地域住民が自主運営する地域スポーツクラブであること。

イ クラブの会員は、自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも50人以上であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること（活動日数は、週1回、年50回程度以上とする。）。

エ クラブの活動が、その地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

カ その活動が多種目のスポーツにわたっており、かつ多世代の会員により構成されていること。

(3) 協会・連盟等のスポーツ団体（スポーツクラブ以外の団体）

ア 区市町村などの地域又は職域の団体で、組織的にスポーツ・レクリエーション活動を行っていること。

イ 団体の行うスポーツ・レクリエーション活動が、広く地域社会の住民に対して生活を明るく豊かにするために貢献していること。

ウ 設立後5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

(欠格事項)

第3 次のいずれかに該当しないこと。

- 1 過去において、同一内容若しくは同種の功績により東京都又は国の表彰を受けた者又は叙勲若しくは褒章を受章したもの
- 2 対象となる行為が東京都以外の区域において行われたもの
- 3 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- 4 表彰されることが、都民感情にそぐわないと認められるもの
- 5 東京都職員又は東京都議会議員の経歴を有する者。ただし、離職後相当年数を経過し、かつ在職中の職務に関連しない功績である場合はこの限りではない。